平成２２年（フ）第３６３２号
名古屋市中川区高畑５丁目227番地　ＩＢハイツ101号
債務者　下諸さやか
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４５号
愛知県半田市東雲町７番地
債務者　竹内　　茜
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３２５号
名古屋市港区稲永５丁目11番３―202号　稲永港湾宿舎
債務者　近藤眞祐美
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６号
三重県鈴鹿市南玉垣町6765番地
債務者　内山　周二
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２８号
三重県名張市百合が丘東６番町134番地
債務者　三ツ山　勝
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第２９号
三重県名張市百合が丘東６番町134番地
債務者　三ツ山芳子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第４号
三重県尾鷲市光ヶ丘23番26号
債務者　川富　昌保
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第２６号
鳥取県米子市両三柳5386番地　トゥー・ル・モンドＣ205号室、住民票上の住所鳥取県米子市新開４丁目１番36号
債務者　徳永　知義
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第４号
広島県三原市青葉台４番21号
債務者　堀部　真二
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第５号
広島県三原市青葉台４番21号
債務者　堀部　伸子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１８号
広島県三原市明神２丁目14番23号
債務者　池島　克明
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第３１号
広島県尾道市因島三庄町3283番地２
債務者　高宮　正樹
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第５４号
徳島県名東郡佐那河内村下字阿ら田25番地
債務者　岩佐　景子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７０号
徳島市東吉野町２丁目14番地の２
債務者　一ツ松　弘
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７１号
徳島市東吉野町２丁目14番地の２
債務者　一ツ松澄子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７７５号
高知市長浜3844番地１　北村アパート
債務者　出岡　敏雄
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７７６号
高知市長浜3844番地１　北村アパート
債務者　出岡　　惠
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９３６号
高知市北秦泉寺193番地１　ハイツ秦501号室
債務者　久保　敬三
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　高知地方裁判所破産係